

児童扶養手当を受給している皆様へ

平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わりました

1. 「全部支給」の対象となる方の所得制限限度額の引き上げ

児童扶養手当は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給の対象となる人の所得制限限度額を右表のとおり引き上げます。

例えば、お子様1人の場合は、収入ベースで130万円から160万円になります。

扶養する児童等の数	全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得）			
	収入ベース（これまで）	収入ベース（H30.8～）	所得ベース（これまで）	所得ベース（H30.8～）
0人	920,000	1,220,000	190,000	490,000
1人	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000
2人	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000
3人	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000
4人	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000
5人	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000

2. 所得の算定に当たって控除の適用の拡大

① 離婚した父母に代わって児童を養育しているなどの人（※1）が、未婚のひとり親の場合には、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円（※2）を控除します。

（※1）児童扶養手当法第4条第1項第3号に規定する養育者や、児童と同居する祖父母などの扶養義務者など

（※2）一定要件を満たす場合は35万円

② 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等については、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、総所得金額等合計額から控除します。

※ 上記1及び2の②については、所得証明書類により確認します。

※ 上記2の①については、扶養義務者の戸籍などの追加書類の提出が必要な場合がありますので、適用を希望される場合はお問い合わせください。

※ 前年所得について、前々年所得から変動がない（もしくは増額となった）場合でも、上記1及び2の①が適用されることにより、8月分（12月支払分）から支給額が増額となる可能性があります。

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立支援を目的として支給される手当です。

児童扶養手当の月額

支給対象	支給額	
	全額支給	一部支給
児童1人のとき	42,500円	42,490円～10,030円
児童2人目	10,040円加算	10,030円～5,020円
児童3人目以降	1人につき 6,020円加算	1人につき 6,010円～3,010円加算

所得制限がありますので、詳しくは福祉課福祉支援室にお問い合わせください。



問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

本庁舎執務室移転と正面玄関通行止めのお知らせ

本庁舎改修工事に伴い本庁舎の執務室が平成30年10月9日から次のとおり移転します。

また、本庁舎正面玄関が通行できなくなりますので、しばらくの間、庁舎西側通用口（改善センター側）を御利用ください。

御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

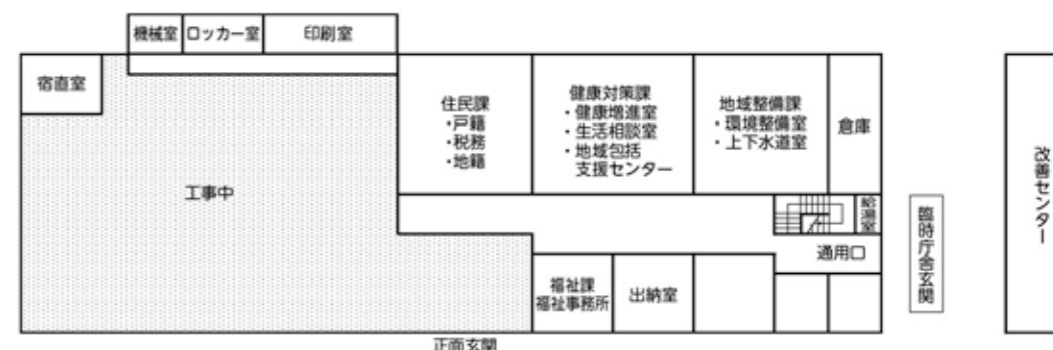
移転する執務室等

会計課が移転して、本庁舎1階にあった課が改修後の執務室の場所に戻ります。

執務室名	移転元	移転先	移転期間
会計課	会計課	本庁舎1階新設書庫	11月末ごろまで
住民課（戸籍・税務・地籍）	本庁舎1階町民ホール、第2会議室A	本庁舎1階の元の位置	今後の移転はありません。
地域整備課・環境整備室・上下水道室	本庁舎2階	本庁舎1階の元の位置	
健康対策課・健康増進室・生活相談室・地域包括支援センター	改善センター	本庁舎1階の住民課と地域整備課の間の位置	
福祉課（福祉事務所）	改善センター	本庁舎1階旧健康対策課健康増進室の位置	

移転フロア図

本庁舎1階



問い合わせ先 総務課 TEL:0859-68-3111

正面玄関は通行できません

乗って！守って！公共交通利用促進キャンペーン ～公共交通の維持確保、みんなで乗って守って未来へつなぐ～

免許返納者が増加する一方、公共交通の利用者は年々減少傾向にあります。通勤・通学や高齢者などの日常生活の移動手段として不可欠な公共交通を守っていくためにも、積極的に利用しましょう！



公共交通乗り方教室

とき 9月30日（日）10:00～16:00

ところ 米子コンベンションセンター

内容 バスの体験乗車、UDタクシーの展示・車いす利用方法の説明など
※鳥取県主催の「とりeco環境フェスタ」と併催。

UD（ユニバーサルデザイン）タクシー

「鳥取県×日本財団プロジェクト」により全国的にも先駆けて導入された“黄色いタクシー”。平成28年4月から導入されており、現在は200台以上のUDタクシーが、県内で活躍しています。このタクシーは乗り降りがしやすいように設計されており、足腰の弱い人、車いす利用者、妊娠中の女性などに利用しやすい設計された車輌です。

どなたでも利用可能で、料金も一般のタクシーと変わりません。ぜひご利用ください

9月は公共交通
利用促進強化月間！



問い合わせ先 企画課 経営企画室 TEL:0859-68-4212